

# 行政も「官制談合疑惑」の真相を解明すべきです 議会も

## 「通報者が謝罪」…つくり話か？

「談合情報」の通報者が謝罪 との答弁をめぐって疑問が新たに広がっています。1月22日の5時過ぎ、町役場窓口で「謝罪した」とされているAさんが「誰が謝罪したのか」など総務主監に抗議しているところを西澤議員が現認。総務主監は謝罪が事実だと答えることもできない様子でした。「談合情報の通報者が謝罪」はつくり話である疑いが濃くなっており、行政の関与はなかったのか？ 豊郷町の「談合裁判」の原告勝利判決もあり、ますます真相の解明が必要となってきました。

12月議会での西澤議員の一般質問(要約・抜粋)のやり取りを紹介しながら、改めて「談合問題」を考えてみましょう。

### 談合は犯罪 税金のムダ使い

西澤 談合そのものは犯罪であり、税金のむだ遣い、不正使用の温床となるものです。談合疑惑の解明と、公正で透明な入札制度を目指して、私は、過去は過去としても、いろんな教訓を活かす上で第三者委員会の設置を提案しています。法の番人、弁護士を入れて第三者委員会をつくる必要があります。その見解を求めます。

### 現在明らかかな 逸脱には処分を

そのことをしっかりと定着させるためにも、現在明らかになっていない逸脱については処分が必要ではないかと思っています。(地方自治法にある議員の)兼業禁止の規定に照らして町会議員に委任状を渡して落札をさせる落札業者については注意事項が先ほど読み上げられまして明らかになりましたが、入札資格上の処分、そのことを知り得ながら入札に参加させた責任者である総務主監の処分が必要であります。

### 不正は許さない 明確なメッセージを

私はそう思いますが、それぞれ厳正に審査した上での結論を下す必要がありますし、これから甲良町が北川町長のかじ取りのもとで、不正は許さない(とケジメをつけなければ)、公正な行政を目指すというメッセージにならないと考えます。この2点についての見解を求めます。

総務主監 第三者委員会について

は、弁護士を入れてこの目標の提案をいただきました。お隣の愛荘町が委員会の要綱で設置され、これは18年7月1日に施行されているが、弁護士ではなくて大学の先生、湖東県事務所の次長、町内の民間の役員という構成です。到達は組織化をめざし、直ちにどうするかとの展開については、閣議決定をされている「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づいて機関をつくるという指針ですが、

### 監査委員会の活用も

規模の小さい市町村や特殊法人等においては、第三者機関を共同で設置すること。地方公共団体においては、地方自治法第195条の規定する監査委員会を活用することなどの既存の組織を活用することにより適切に方策を講ずることとなっています。それで第1段階、注目になっている入札の物件については監査委員会で一度見てもらってはどうかと、たちまちは、第三者機関については入札制度の改善も含めて町長とも検討していきたい。

私の処分については町長からいただきましたと思います。

町長 一度慎重に考えて検討してから判断させていただきます。

西澤 随分昔は私も知りませんが、しかし、今、節目の変わりつつあるところ、このように変わるといふメッセージを町政がつくり

始めているのは町民の大いなる励みであります。その点では第三

者委員会も、これは問題(解明)の糸口になります。大学の教授は弁護士並みの資格を持っておられる方もおられますので、そういう人選をしていただいて情報公開審査会に弁護士が加入をしておられますがぜひ検討していただきたい。

やはり明確な直近の事実について、しっかりとけじめをつけることが、私は次に進んでいく上での大事なステップだと思いますので、ぜひこの点での対応をお願いしたい。

「談合情報」の通報者が謝罪 との答弁をめぐって疑問が新たに広がっています。1月22日の5時過ぎ、町役場窓口で「謝罪した」とされているAさんが「誰が謝罪したのか」など総務主監に抗議しているところを西澤議員が現認。総務主監は謝罪が事実だと答えることもできない様子でした。「談合情報の通報者が謝罪」はつくり話である疑いが濃くなっており、行政の関与はなかったのか？ 豊郷町の「談合裁判」の原告勝利判決もあり、ますます真相の解明が必要となってきました。

## 本当のことを 語ってください

西澤議員が、「談合情報通報者が謝罪」答弁の疑問に答えるよう求めた総務主幹あての要請書(昨年12月18日付)を要約して紹介します。

去る12月15日、甲良町12月議会最終日において北川町長が、金澤議員の【2面に続く】



### 調査委員会の設置を

税金が不当に使われている疑いがある重大問題です。一議員の発言や当局の答弁だけで「談合疑惑は無実」との結論にはなりません。議会も真相解明の委員会設置が必要です。

## 甲良民報

2010年1月31日 439号  
発行責任：日本共産党甲良町支部  
代表：西澤伸明 甲良町在士463  
Tel.Fax38-4949

### 【1面からのつづき】

「前町長からこの談合情報に関して引き継ぎを受けたか(要旨)との質問に対し、何ら引き継ぎをしていないと明快に否定した後、同議員の一般質問に、貴職は、山崎前町長から「談合情報」提供者が謝罪したとの報告を受けた旨の答弁をされました。

私は、「談合情報提供者が謝罪した」報告自体初めて聞き驚いています。この答弁を聞いて深い謎がいくつも浮かんできます。公開の議会で発言したことであり、以下具体的に疑問・矛盾に思う事を述べますので、書面にてご回答のほどよろしくお願ひします。

#### 記

1、以下の時期、場所について明らかにしてください。

貴職が長町から「報告」を受けた時期と場所。「談合情報提供者」が山崎前町長に謝罪した時期と場所。

2、貴職はこの事実を15日の議会答弁までに北川豊昭町長に報告されたか否か。

3、貴職は7月及び9月の議会で「調査に値しない」理由として情報提供者が「匿名」だったことを前提に答弁。情報提供者が町長を訪ねてこなければ、その人物を特定できない。7月8日に談合情報を流した人物と「名乗り出た人物」が同一人物だということが、どうして分かったのか。何を理由・根拠に同一人物だと判断したのか？

4、「情報提供者」と「名乗り出た人物」とが同一人物ではない場合もあり得るにもかかわらず、「同一人物」だと判断したのは、談合の事実につながる物

的証拠を持っていたか、あるいは有力な情報を知っていた可能性が高いと山崎前町長が考えたからだと思います。真相はどうか。

5、「山崎町長に謝罪した」ことが事実であるならば、新聞社、テレビ局に「談合は事実無根である」ことの報道を要請されたのか？「あらぬ疑い」を晴らす絶好の機会だと思うのですが、いかがか。

6、「謝罪」を書面で確認したのか。議会という公式の場で追及を受けた山崎町長および野瀬主監からすれば、疑惑を晴らすことは大問題のほうではないか。

7、甲良町内では、新聞・テレビの報道を受け、議会運営委員会と本議会で「談合情報」の疑問点をたえず論議がされ、「甲良民報」で町民に知らされている状況下で、「謝罪」があった後の全員協議会、委員会、本会議において、大問題のほうの「謝罪があった事実」が報告されていないのはなぜですか。

以上

### 「謝罪」は事実か？ 山崎前町長に 質問状送付

西澤議員は29日付けで前町長山崎義勝氏に公開を前提とした要請書を送付。「談合情報通報者が前町長に謝罪」は事実か否かを含む7項目の質問を掲載し、2月8日17時までの回答を求めています。

### 具体的な疑問に

#### 答えられず 全協にて

さる1月20日の議会全協において、総務主監は金澤議員の質問に対する答弁(12月15日)で説明不足があったとして次のように補足しました。

そのフレーズは、議員が町長への質問の後、「支援センター談合情報を流した通報者が、前町長に何の根拠もないのに、情報を流していたとして、謝罪したことは事実ですか」の質問に、私は「はい、事実でございます」と答えました。

私の答弁が「YES、NO」のような短い答弁となっていますが、そのことは、前町長に謝罪があったということ、前町長から聞いていたのでそのような答弁をしたものであります。

以上補足説明といたします。

この説明に対し西澤議員は、本会議での答弁であり、本会議で訂正するのが筋ではないか、と質問。総務主監は、訂正ではなく、この場での補足です、と応じました。続いて「謝罪」事実の時期も明らかにできない、報道機関にもその「謝罪」を伝えていない状態で「談合疑惑」の疑問符は消えない、ますます真相を明らかにすべきと考える、などと発言しました。

西澤議員が、全協終了後、改めて総務主監に「12月18日の要請に対する回答は今日の説明が全てか」と確認。総務主監は「そうです」と、前町長から説明を受けた時期も「任期中」と答えるのみでした。



### 談合疑惑 主な経過

2009年

7月9日：「談合情報」NHK報道。

7月10日：「談合情報」新聞報道。

：議会運営委員会にて北川議員(当時)が事実確認の質問。

7月15日：臨時議会で契約議決(西澤議員反対)。

9月14日：株式会社浜野工務店から山田議長へ「全く身に覚えのない談合情報」を流されたとして北川議員(当時)西澤議員の謝罪を求めるなどの要請書提出。

9月15日：要請書を議題に任意の全議員談話会の席上、濱野議員から北川議員(当時)西澤議員に発言取消と謝罪を求める発言。

9月16日：西澤議員は、浜野工務店が北川議員、西澤議員の処罰を求めている要請は見当違いであることを明らかにした書面を山田議長に提出。

9月25日：議会広報委員会にて濱野議員から「談合はなかった」記事を載せるよう要請。西澤議員は、議会として取り上げていないことを載せることはルール違反などと発言。他の議員も賛同せず。

12月15日：談合情報を流した人物が前町長に謝罪したことは事実か、との金澤議員の質問に答えて総務主監は「事実です」と答弁。

2010年1月22日：「謝罪した」とされるAさんが「謝罪の事実はない」と町役場で抗議。

#### 疑惑は逆に深まった・・・西澤議員の話

「談合情報通報者が前町長に謝罪」との総務主監答弁で、疑惑は晴れるどころか逆に深まった感じがします。談合情報通報者の「謝罪」が前町長の任期中ならば、なぜ、報道機関や議会(8月全協、9月議会)に対して「謝罪」の事実を明らかにし、「訂正」するよう要請しなかったのか？「謝罪の事実」そのものが深い疑惑です。

「謝罪」したとされるAさんが総務主監に堂々と抗議されているやり取りを目撃。「謝罪の事実」を根拠に「談合はすべて無実」と断定するには道理がありません。「行政のあるルートを通じて最低制限価格の『情報』が流出したのでは？」と指摘されてきましたが、いよいよ疑惑は深まったと思われます。議会の監視機能の発揮が求められているのではないのでしょうか。